

令和4年第12回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年12月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和4年12月9日(金) 午後5時10分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	武田 英雄	守安 淳市	前田 操
池上 次男	竹内 功次	長代 悦和	黒江 冊旨

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第47号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第48号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第50号 農用地利用集積計画について

議案第51号 農用地利用集積計画について

議案第52号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第37号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第40号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が8名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第47号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは議案第47号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第47号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号27番】

(農地担当) それでは27番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員) この件は、以前に土地を購入しましたが、一部畑が残っていました。そこでこの農地を売買するというございます。この農地は、道路際にございまして、畑として利用していくということです。営農状況につきましては、水稻と麦を作付けされております。機械も所有されており、息子さんも手伝っております。地元としてはこの農地を購入して農地の保全をしていただき、畑としての利用をしていただきたいと思います。この件については問題なしということでよろしく願いいたします。

(農地担当) 長代推進委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 特にありません。問題ないと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、27番は許可されました。

【受付番号28番、29番】

(農地担当) それでは28番、福谷の件につきまして、29番と関連がございますので、一括審議と

させていただきます地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) どちらの件も受人が、ずっと昔から耕作をされていた土地でありました。この度、購入ということで話がありました。2人とも地元で長く専業農家をされている方です。地元といたしましては別段影響はないものと考えておりますので、ご審議の方よろしく申し上げます。

(農地担当) 池上推進委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

(池上委員) 特に問題はないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、28番、29番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当) それでは30番、楨谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) 申請地は、今まで耕作放棄地でありまして、受人が景観を守るため、この申請地を保全管理されており、この度、購入をして作付けした方が良いということで申請に至ったということです。今後は、花と野菜を作るということです。また、受人は農機具を全て持っておられるので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当) それでは31番、中原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) 申請地は、受人が何十年と耕作を続けてこられた土地で、この度、渡人がこの農地を処分したいという事で、今回の件に至りました。今まで続けてきたことをこれからも続けるということなので、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号32番】

(農地担当) それでは32番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件は、渡人さんが農業を出来なくなって後継者もないため、身内である受人に贈与して管理してもらうことになりました。詳細につきましては守安委員より報告しますのでよろしくをお願いします。

(農地担当) 守安推進委員何か補足がありましたらお願いいたします。

(守安委員) この受人の父親がブドウと野菜などを作っています。農機具は、耕運機とトラクター、軽トラがございます。本人と父親、奥さん、受人の奥さんの4人で耕作をされるそうです。本人は年間90日、父親が300日ほどされるということなので問題ないと思います。審議をよろしくをお願いします。特に問題はないと考えておりますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号33番】

(農地担当) それでは33番、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) この申請地は、長い間耕作放棄されており、5年ほど前に渡人さんにお願いして大型機械で伐採をしてもらって農地を再生したという流れで渡人の要望もありまして、今回の申請に至ったということです。現在も2年ほど、受人が水田を作っており、問題なく耕作しています。地元としては、問題ないと考えていますのでよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、33番は許可されました。

【受付番号34番, 35番】

(農地担当) それでは34番, 清音柿木の件につきまして、35番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) まず、渡人の住所が●●●番になっていますが、●●●番に訂正をお願いいたします。申請地は、受人のおじさんの土地になりますが耕作をする気がないという事で、受人に譲るという話になりましたが、受人が農地を持っていないという事で、35番にあるように受人の父親から使用貸借をして農地を取得するということです。受人も父親の農業の手伝いをしているので、問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、34番, 35番は許可されました。以上で議案第47号の審議はすべて終了しました。

【議案第48号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第48号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第48号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号21番】

(農地担当) それでは21番, 総社の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が墓地, 西が山林, 南が畑, 北が墓地です。転用した場合の農地の影響はないと思われれます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この件については、周辺が墓地で問題ないと思いますが、茅原推進委員から説明をお願いいたします。

(農地担当) それでは、茅原委員お願いいたします。

(茅原委員) この件は、市道の拡幅工事で墓地の移転が必要となり今回の申請が出ております。その際に、測量をしたところ他の墓地にはみ出していたので是正をしています。昔果樹を植えていたところですけど、現在は更地になっていました。こちらの周辺営農状況については、問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 是正があったという事で始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、真壁の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が田、北が水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 申請地は、北の一部が市街化となっています。用水には問題ないです。排水は集水柵を設け既存の水路へ接続します。生活雑排水は、公共下水道に接続します。日照通風は支障ありません。土砂流出等についてはコンクリート擁壁を設置して土砂が流出しないようにします。特に問題ないと考えますので、審議のほどよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当) 続きまして23番、楨谷の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この件は、先祖墓の移転です。山際にあったものを移転するものです。営農状況への支障ですが、用水はありません。排水は地下浸透です。日照通風、土砂流出は問題ないです。総合判断として問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当) 続きまして24番、宍粟の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が河川、南が畑、北が駐車場です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) こちらも墓地の移転です。山にあった墓を自宅の近くに移すという事です。営農状況への支障ですが、用水はありません。排水は地下浸透です。日照通風、土砂流出は問題ないです。総合判断として問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号25番】

- (農地担当) 続きまして25番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) この土地は、以前に農業用倉庫として申請をしてすでに建てられています。その残った農地に倉庫の増設を行うということで申請が出てきております。営農条件につきましては、用水、排水は自然排水です。日照通風、土砂流出は問題ないです。総合判断として問題なしでございます。なお、現在コンクリートで基礎を作られています。そのために始末書が提出されています。地元としては、土地の状況については、支障なしということでよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、長代委員お願いします。
- (長代委員) 10番委員のとおりで付け加えることはありません。よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番、27番、105番、106番】

- (農地担当) 続きまして26番、上林の件につきまして、26番と27番、5条の105番、106番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願い

いたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、26番についてですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が田、27番は、東が田、西が進入路、南が田、北が道路、105番は、東が田、西が宅地、南が宅地、北が田、106番は、東が田、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この件については、上林の中で宅地化が進んでいる場所です。詳細は、守安推進委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員をお願いいたします。

(守安委員) まず26番は、排水路がないということで申請が出ております。用水は東側にあります。排水については、既存水路に流入するようにします。日照通風、土砂流出は、特に問題ありません。次に27番ですが、道が狭いことにより拡幅するというので申請が出ております。用水は北側にあります。排水は、既存の水路に接続にします。日照通風及び土砂流出については、特に問題ありません。105番については、用水は東側でございます。排水については、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。106番ですが、用水は北側でございます。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。全部で4件ありますが、すべて周りが宅地になっておりますので支障はないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番、27番、105番、106番は許可されました。

【受付番号28番、107番】

(農地担当) 続きまして28番、南溝手の件につきまして5条の107番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、28番は、東が田、西が宅地、南が田、北が道路です。107番は、

東が宅地，西が宅地，南が田，北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(4 番委員) 28 番についてですが，用水は必要ありません。雨水排水は既存排水路に流入します。日照通風については，問題ありません。土砂流出については，別紙利用計画平面図のとおりで施行後に市へ寄付するので特に問題ないです。隣接地に影響はないと思われます。どうかご審議ください。107 番ですが，用水は南側に用水路があります。排水は，宅地内に柵を設置し，既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風，土砂流出については，問題ありません。特に問題となるところはないと判断しました。ご審議をよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，28 番，107 番は許可されました。次の29 番につきましては，申請人に出席いただいておりますので後ほど審議いたします。

【議案第49号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第49号，農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。それでは，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第49号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号101番】

(農地担当) それでは101番，真壁の件ですが，現地調査の報告をお願いいたします。

(7 番委員) 周辺の状況ですが，東が雑種地，西が田，南が道路，北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をいたします。

- (15番委員) この申請地周辺は、宅地化が進んでおり、その一角になるところです。今回の転用におきまして影響等はないものと考えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。101番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、101番は許可されました。

【受付番号102番】

- (農地担当) 続きまして102番、北溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が進入路、南が畑、北が水路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 申請地周辺は、現在宅地化されております。詳しくは、前田委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、前田委員からの説明をお願いいたします。
- (前田委員) 用水につきましては、周辺に田んぼはなく、問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断で特に問題ないのでよろしくご審議のほどお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。102番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、102番は許可されました。

【受付番号103番】

- (農地担当) 続きまして103番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 申請地周辺は、住宅地の中に農地が残っているような状況でございまして、宅地化しても全く問題はないものと考えております。また、南側に田が残りますが、渡人の自作田となっており、影響なしです。地元としては問題ないものと考えておりますのでよろしくお願ひします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。103番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、103番は許可されました。

【受付番号104番】

- (農地担当) 続きまして104番、小寺の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が駐車場、西が山林、南が山林、北が事務所です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 今回、隣接地を資材置き場として使っております受人から依頼があり、敷地拡張するという案件です。周辺に農地が残っていないので、ここを露天資材置き場にしても全く問題ないものと考えております。ご審議のほどお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。104番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、104番は許可されました。

【受付番号108番】

(農地担当) 続きまして108番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 申請地は、上林の住宅振興地です。詳細については、守安推進委員からお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 周りに田がありますが耕作されていない状況です。用水は北側でございます。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。周りに田はありますが、耕作をしてないことで支障はないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。108番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、108番は許可されました。

【受付番号109番】

(農地担当) 続きまして109番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が宅地、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、測量をしたところはみ出していたので是正案件です。詳細は黒江委員からお願いします。

(農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

- (黒江委員) この土地は嵩上げをするときに作った堰の部分が境界線より少し中に入っていたということで、補正するという案件なので別段問題ないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 是正案件という事で始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。109番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、109番は許可されました。

【受付番号111番】

- (農地担当) 続きまして111番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) 申請地は、宅地化が進んだ区域となっており、問題ないと思います。詳細については、守安推進委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。
- (守安委員) こちらは、分譲地で最後に残っていた場所になります。用水については、もう宅地なので必要ないですが、西側にあります。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) すみません、ここで一旦休憩とします。

【2時40分から2時46分まで休憩】

- (農地担当) それでは、再開します。111番上林の件です。それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。111番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、111番は許可されました。

【受付番号112番】

(農地担当) 続きまして112番、真壁の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 今回の転用でございますが、集落から段々染み出的に宅地化が進んでいるエリアです。なお、南側に接している田は自作田です。周辺状況については、問題ないものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。112番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、112番は許可されました。

【受付番号113番】

(農地担当) 続きまして113番、北溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が水路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は、宅地化が進んでいるところです。詳細は前田委員から説明します。

(農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。

(前田委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろし

くご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。113番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、113番は許可されました。

【受付番号115番】

(農地担当) 続きまして115番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は宅地化が進んでいるところです。用水については、水田がありませんので不要です。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。115番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、115番は許可されました。

【受付番号116番】

(農地担当) 続きまして116番、秦の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が雑種地、西が雑種地、南が山林、北が山林です。転用した場合

の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員) こちらは、周りが雑草地でほぼ原野のような状態でした。すぐ隣にある会社の敷地拡張ということで申請が出ております。周りが原野ということになってはいますが、一部細い川のようなものがありますが、被害防除としてコンクリート擁壁を設置し周囲に影響が出ないようにするという事です。地元といたしましては問題ないものと思ひます。よろしくご審議ください。

(農地担当) 池上委員、なにかござひますが。

(池上委員) 特にありません。ご審議をよろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断してはいます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ござひませんかでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。116番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、116番は許可されました。

【受付番号117番】

(農地担当) それでは117番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) こちらは近年、宅地化が進んでおひまして、現在建設中のバイパスの南です。詳しくは茅原委員よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、茅原委員お願ひいたします。

(茅原委員) この申請地は細長い田んぼの南の端っこの一部ですけど、ここに宅地ということで申請が上がっております。残地では引き続き稲作を続けられると思ひます。水の取入口について少し移設が必要かなと思ひます。周辺農地もありますが、特に問題になるところはありませんので地元としても問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断してはいます。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。117番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、117番は許可されました。

【受付番号118番】

- (農地担当) 続きまして118番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) 今回の案件ですが、渡人の実家がこの近くにありまして、もう処分をされていますが、この度受人が、この土地の北にある家を買われまして、その駐車場が狭いということで、この渡人の畑を潰して駐車場にするということで申請がありました。地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) 竹内委員、何かありますでしょうか。
- (竹内委員) 1番委員のとおりでございます。私の方から特別に申し上げることはございません。よろしくご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。118番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、118番は許可されました。

【受付番号119番】

- (農地担当) 続きまして119番、北溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。

- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 申請地は、宅地化が進んでいるところです。詳細は前田委員から説明します。
- (農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。
- (前田委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。119番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、119番は許可されました。

【受付番号110番】

- (農地担当) 続きまして110番、赤浜の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が駐車場、南が水路、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺営農への影響ですが、用水については問題ありません。駐車場の雨水排水は雨水枡を通して水路に接続するという事です。日照通風については、問題はありません。土砂の流出につきましては、境界付近にコンクリート構造物を設けて流出しないよう留意するという事です。総合判断として問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。110番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、110番は許可されました。

【受付番号114番】

(農地担当) 続きまして114番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この件については、詳細な内容について守安推進委員からお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 申請人の父親が昔に農業用倉庫等を建てたけど、業務用の倉庫として改築しており、申請人が知らなかったということで今回、始末書が提出されております。現地に行きましたら、霊園に上がる道の北側に古い倉庫がありましたが、それは立ち退きしていました。東側の農業倉庫は、中を綺麗に片付けるということで綺麗にされていました。あと、駐車場用のロープが引かれておりました。霊園の駐車場に使われるということと近くにある●●寺の駐車場が狭いということでこちらを使うということで申請が出ております。周りの影響もなく問題ないと思いますので審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回、近くに墓地があって以前から使用していた経緯がございます。今回、始末書の提出がございます。あと倉庫がありますが、農業用倉庫という事で、届出が提出されていません。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。114番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、114番は許可されました。以上で議案第49号の審議は終了いたしました。それではこの後、4条の審議に戻りますが、一旦休憩とさせていただきます。

【3時10分から3時15分まで休憩】

(農地担当) それでは議事を再開します。4条の29番東阿曾の件ですが、この後、申請人に入室していただきますが、その前に現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 太陽光パネルが設置されており、その下にはサトイモのようなものが植えられていまし

たが、これは申請人に説明をしてもらわないと分からない部分もあります。よろしくお願
いします。

(農地担当) 現地調査の報告がございましたが、前回、一時転用を許可しているので、太陽光の設置
をしております。この後、本人に入室いただき、聞き取りを行います。その前にまず地
元推進員の武田委員から現在の状況についてお話いただければと思いますのでお願いいた
します。

(武田委員) 申請地は東側水路と道路西の水路と接しています。北側は道路です。現状としては、太
陽光パネルを設置されており、下は農地として使用しています。用水排水の流出につい
ては、問題ありません。太陽光パネルが一番高いところで約3.5メートルぐらいですので、
日照通風について影響ないという状況であります。以上です。

(農地担当) ありがとうございます。それでは、入室いただいでください。

(申請人入室 3時18分)

(農地担当) 本日は総会に出席いただきましてありがとうございます。これから聞き取りを始めたい
と思いますのでよろしくお願いたします。私は、農地関係の議事進行をしています秋山
でございます。よろしくお願いたします。総会議事録作成のため、録音をしております
のでご了承ください。それでは、営農型太陽光施設の一時転用の更新の申請ということで
ございますが、まず自己紹介を簡単にお願いたします。

(申請人) 私は東阿曾で生まれ育ちましたが、東京の方に出ていまして、親が亡くなり農地の相続
があるということで、東阿曾に戻って来ました。そこで、稲作ではなく他の何かで中山間
地域に近いところなので、何か振興になることはないかということで、私の原子力をやっ
ていた経験でソーラーをしています。そういうことで、今日はこの営農型太陽光の許可の
更新をよろしくお願いたします。

(農地担当) ありがとうございます。太陽光発電ということで前回は令和2年3月総会で約3年間の
一時転用が許可されております。その一時転用が本年12月末日で期限が来ることになっ
ておりまして、この度更新の申請となっております。まず、この営農型太陽光の審査基準
等に関して、事務局より説明をお願いたします。

(次長) それでは、営農型太陽光の審査基準について説明いたします。農林水産省の農村振興局
長通知で「営農型太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」と
いう通知がありますのでそれを朗読します。まず、一時転用許可の条件が5点記載されて
います。1点目「下部農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提とし
て設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。」2点目、「下部農地に
おいて生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。」これは、翌年の2月末日まで
に農地転用許可権者に報告することとなっております。具体的には、知見を有する者、

例えば普及指導員や試験研究機関、農業委員会等の確認を受けるものとする。という事になっています。報告内容としては、収穫された農作物の生産に係る状況、また、収穫が行われていない場合は、その理由について記載することになっています。次に3点目、「下部農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合は、必要な改善措置を迅速に講ずること。」。4点目、「下部農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合、もしくは確保されないと見込まれる場合には遅滞なく報告すること。」5点目、「下部農地における営農が行われない場合、または営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。」となっています。また、今回申請者が一時転用の再許可の申請をされていますが、一時転用の再許可の条件として4点記載されています。1点目、営農の適切な継続が確保されていること。2点目、下部農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。3点目、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと。4点目、それまでの転用期間における下部農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。以上の記載がされています。以上です。

(農地担当) ただいま、事務局から一時転用に関する許可の条件について説明がありましたが、その点については、よろしいですか。

(申請人) はい。大丈夫です。

(農地担当) それでは今回、再許可を求めらる中で、営農状況のご説明をお願いいたします。

(申請人) 更新にあたり申請人の私は、現行許可条件の今、言われた農地での営農の適切な継続を履行しております。作物のおおむね8割の収量について、サトイモ栽培を実際に経験しております。その中で出てきた改善点を指摘したいと思います。まず、農地での営農の適切な継続についてちゃんと営農している説明として、農地での作物については、後ろに傍聴人がいますけれども、その人たちと収穫、販売している里芋、黒豆を参考に持って来ています。販売できる程度に収穫しています。今年は、サトイモは10月から出荷を始めているところです。黒豆は、今出荷をしようとしています。あと、太陽光パネルのそばに柿の木がありまして、これも売れています。あと、農地でのサトイモの収量は、単収1,547キログラムでした。米の3倍の収量があります。作付面積については1,400平方メートルで品質も良好でした。なお、今年の10月から収穫の今年のサトイモも同様な出来具合です。次に、これまでの実経験からの改善点を説明します。農地の状況ですがここは、一連の約1ヘクタールの農地ですけど、ここは地がゆるいので乾式土地改良をしまして南北に3本の暗渠と東西のパネル直下に明渠を掘りました。明渠は湛水の農作物に利用したいけど、今年は想定外のモグラ退治に活用しました。また、パネル直下における栽培面積は42アールであり、連作障害防止用で、パネルごとの作付は1列で、サトイモの植え付け面積は14アールでした。次に、営農を継続していく事に問題点があると思ったのは、農水省の説は、評価する栽培面積については、パネル直下にしろと言われていたのですが、

これは間違いで設備施設との一帯面積が適正だと思います。前回の許可の時、このことについては不適切だと思ったのですが、私は、今回の申請書に書いてある一帯利用の1ヘクタールの面積での収穫が適正だと信じています。私の冒頭説明は終わらせていただきますけれども、あとは跡継ぎの話でも資金の話でも何でも聞いてくださればいいと思います。そういうことで、私自身は誓約書に書いていますが、農地ソーラーで生まれ育った総社吉備地域の豊かなここに中山間地域の農業農村に力を尽くしますということなのでよろしくをお願いします。

(農地担当) ありがとうございます。確認をさせていただきます。サトイモという中で、今回先ほどお示しいただいた収量は、令和3年産のサトイモの実績ということでしょうか。

(申請人) はい。4月に植えて10月ごろから3月ごろまで取りました。今年は10月頃から取り始めています。

(農地担当) 令和4年は販売が終わってない状況ですか。

(申請人) はい。ほぼ去年と同じ収量になっています。

(農地担当) 令和2年3月に一時転用の許可が出てから、1年目はパネル設置等にかかっている作付はできていない。2年目の作付実績が、今回提出されていると思います。

(申請人) はいそうです。

(農地担当) 今回一時転用の更新ということですが、パネル等の施設関係の変更はなしということでよろしいか。

(申請人) 変更はありません。

(農地担当) パネルの発電設備に関しては変更なしということですので、本日は下部農地の営農状況について検討いただければと思います。それでは、委員の皆様方からの質問をお願いいたします。

(11番委員) パネル設備については、全く変更がないということでしたので、農地の敷地面積が約1ヘクタール、それから設備の下部と言われている部分が4,379平方メートル。これも変わらないということでしょうか。

(申請人) はい。

(11番委員) そうしますと、先ほど事務局から話がありましたように下部での営農が適切に行われているのかどうか、再度の申請に対してどうなのかということを検討しないといけないということになりますが、以前、現場を見させていただきましたが、サトイモは植えてありました。ただちょっと気になったのがパネルの下部の部分には何も植えてなかったので、どうしたのかなと思ったのですが、その点について、以前の令和2年3月の総会、許可の判定を下す総会だったわけですけど、この時にいろいろお伺いした中で、下部にも植えますと申請者から回答がありました。それなのになぜ植えていないのか。これについてはいかがお考えでしょうか。

(申請人) あの時、パネル直下部で作れという話でした。少し弁明すると、今はパネル直下部に

も葉をかぶって栽培をしています。直下部で作った農作物は、当然日光が当たる場所がいいに決まっているから、直下部に明渠を作って排水を良くしました。それで多少耕作が出来ます。直下部に近いところにも作ろうということでしたが、最大の障害は、農林省の言う直下部だ。その今の直下部というのがどこから出て来たかと言うと、農水省局長通知で何平方メートル作付けをしたのか記載しなさい。さらに記載要領で定義があつて、これも不明瞭だと思つていますが解説があります。農地転用の係はもう農地転用させないのが彼の役目ですから。そういう意図もあつたと思つていますが、下部農地とはパネル直下だけで8割収穫が出来たから、その件については放つておいたのですが、今はパネル直下部には葉はかかるけどパネル直下の端に植えています。パネルの直下のところには、親芋を植えたりしています。明渠の上には植えることはしていません。それでも私の持っている農地で、農地転用で申請した農地でしているのだからいいだろうと思う。私は10枚の農地が連続で1ヘクタールあります。そこで連続して自作で作るのに、パネルの直下だけに作物を作れ。そこから外れたところで耕したら農水省から怒られるなんて、これはちょっとおかしいだろうと。

(11番委員) ちょっとすいません。それはちょっと違います。要するに1団の農地1ヘクタールぐらいですよ。パネルの直下部が下部と言われているところですけど、それ以外のところは・・・。

(申請人) それで下部の定義ですけど、発電施設の事ですが、うちの場合は1ヘクタール全体に発電施設があるんですよ。

(11番委員) そうですけど、隙間の部分もあるわけですよ。先ほど言ったのは、下部には植えていなかったのをたまたま見たのかもわかりませんが、通路になっている部分の設備のない部分には植えてありました。ただし、パネルの下には植えていなかったです。その部分が4,379平方メートルと書かれていました。しかもこれ今年の2月に出された書類を見ると、作付面積が1,400平方メートル。

(申請人) それは、連作障害防止のためです。そこで全部作ったら次の年に連作障害で出来なかったら、報告した時にこれはおかしいじゃないかということになる。そういう事を防ぐ目的で半分ほどの植え付けにしています。

(11番委員) 先ほど事務局も審査基準を読み上げましたけど、それでいいということになるのですかね。私ちょっと疑問だと思つていますが。

(申請人) パネル直下ではなくて、私は施設の下部だと思います。うちは1ヘクタール全面に太陽光をやっているのです。

(11番委員) 当然、営農をするというのはパネルがあるかないかに関わらず、全ての面で営農をしてくださいよ。というのが趣旨だと思います。そのように解釈をされている訳ですよ。

(申請人) はい。

(11番委員) にもかかわらず、そのパネル下部という部分。

- (申請人) いや。施設の下部と私は呼んでいるのですが。
- (11番委員) 施設の下部です。それが4,400平方メートルぐらいある。そこに植えていないといけないのでは。そこでも栽培しないとだめだと思います。
- (申請人) だから私は思うのは、転用許可申請の対象の面積は、10,187平方メートルが対象の土地なんです。で、転用する面積は13.77平方メートルです。
- (11番委員) それは杭の部分ですよ。
- (申請人) はい。
- (11番委員) それ以外の部分は、全部耕作をしないとイケない。
- (申請人) 太陽光発電の設備として使うのは10,187平方メートルにするのが当たり前だと思いますけれども、農水省の人はパネル直下だと。そんな例を見たことがないですよ。
- (11番委員) 農水省が言うのは、そのパネル直下も含めた全体で耕作してくださいよ。という意味でしょう。
- (申請人) いやその時は違いました。もう直下だと。
- (11番委員) パネル直下だけという意味じゃないでしょう。
- (申請人) パネル直下で8割以上単収が取れるようにです。
- (11番委員) そうです。パネル直下の部分の単収は8割以上取れるようにです。
- (申請人) そのパネル直下をね、言わしてもらったらパネルの直下で8割以上は耕作しなさい。これがいくら出来たかなんていうのは、そこを比較してみないとわからないですよ。
- (11番委員) でも面積が、ちゃんと出ているじゃないですか。4,379平方メートル。申請書に下部面積がそうであると●●さんが書かれているではないですか。
- (申請人) 耕運機でつくるなんていうのは不可能ですよ。
- (11番委員) それはその前の総会においても●●さんから聞かせていただきましたけど、そのためにパネルの高さを2メートルに上げたじゃないですか。設備の下に農機具も入るようにしますということで2メートルになったわけですよ。それは機械にもよりますが、トラクターとかいう事もその時に言われていました。だから当然、機械が入って耕作するということ的前提としているはずですよ。なぜ4,379平方メートルのパネル直下の部分で耕作をされていないのかという事が不思議なんです。
- (申請人) だから、耕耘はしています。
- (11番委員) サトイモを植えていたのですか。
- (申請人) そこは、植えられるようにはしています。
- (11番委員) 栽培をしないとイケないのではないですか。
- (申請人) 今は、そこに明渠があったりということで。
- (11番委員) それは必要なかもわかりませんが、そこにびっしりと植えるのではなくて、いづらか間隔は空くと思いますが、全く栽培をパネルの下部のところではしていない。たまたま私が見た場所がそうかもしれませんが、下部でサトイモの栽培をされていますか。

- (申請人) ちょっと言わせていただくと、明渠を掘ったのは、全体の収量を上げるため、畑にするために作ったわけです。だから明渠も耕作の一助になっていると思います。
- (11番委員) そのために明渠をしているのならそうだと思いますが、要するに私が言いたいのは、耕作は全部の面積。1ヘクタール全部耕作をしていただく。しかも、そのパネルがある直下の部分の約4,400平方メートルのところも当然に営農をしないと、この営農型発電設備の許可ということにはならないと思います。
- (申請人) だから、今でも親芋を直下には植えていないです。もうパネルの端のところの下ぐらいには植えていますけど直下には植えてない。明渠がありますから。でもサトイモの葉は、パネルの外にも内にもかかっています。
- (11番委員) ちょっとよくわからないですが、要するにパネルの下部で営農をしていると言えるかどうか。我々は、そこを判断しないとイケない。これも農水省から基準が出ているわけですから、それに該当しないと許可できなくなってしまうですよ。そのことをお願いするしかない。
- (申請人) 差し障りがある改善すべき点は、評価する栽培面積はパネル直下ではなく、設備施設との一体面積が適正だ。私は農林省の農地転用担当のお役人さんが間違っていると思います。
- (11番委員) いやうん。●●さんのおっしゃるように営農型太陽光発電をやってもらえばいいんですよ。当然やってもらえばいいんですけど、それには条件があります。という話ですから。
- (申請人) はい。それでその条件は、私は満たしていると思っています。間違えているのは農林省の担当官だと思います。
- (11番委員) それについて我々は何も言いようがないです。農水省から示された範囲で我々は判断するしかないわけですから、そこに云々する資格は我々にはありません。
- (申請人) 備前市の営農型パネルも、航空写真で見ていると農地全域で作っているんです。
- (11番委員) それが当たり前ではないですかね。
- (申請人) 当たり前だと思います。
- (11番委員) 当然パネルの下も作っているわけですよ。
- (申請人) パネルの下も作っています。
- (11番委員) それなのに●●さんは、作っていないですよ。違いますか。
- (申請人) それは、揚げ足取りですね。
- (11番委員) たまたまかもしれませんが、そういうところを見てしまったものですから。たまたまその時に植えていなかっただけですか。
- (申請人) いつ見られたのですか。今も植えていますけど。パネルの端っこの直下には、植えています。
- (11番委員) おっしゃるようにパネルの下部も含めた全体の約1ヘクタールで作付けをして栽培してもらって、パネルの下の部分で取れるもの。日照があるところは、いいですよ。通常の農地で関係がないですから。下部の日陰の部分で取れるものが通常の収量の8割以上と

いうことになっているわけです。

(申請人) パネル直下だけの数量だけを取り出せって言ったってできないですよ。全体での収量にならざるを得ない。

(11番委員) 8割以上って言っているのは、施設の下部で栽培したものが通常の8割以上ないといけませんよ。という話です。

(申請人) それがいいと思うのですが。地域のサトイモの平均単収が1,250キログラム、ここでの単収が1,540キログラムぐらいです。

(11番委員) はい。それが、パネルの下で出来たものですか。

(申請人) パネルの設備の下部ですね。パネルの直下ではないです。

(農地担当) すいません。ちょっと一点補足します。今、●●さんの資料の中に10アールあたりの数字があります。確かに現在、作付けをしている1,400平方メートルの収量を単収換算すると地域の例よりも上がっているということですが、問題となるのが、下部面積だと約4,300平方メートル程度、全体面積ですと約1万平方メートルの中で、1,400平方メートルしか作付けをしてないという事がおかしいですね。

(申請人) その通りです。

(農地担当) 総量が2.17トン。

(申請人) 1,400平方メートルというのは、僕の持っている施設の下部ですけどもね。架台があるところだけの下部です。だから端っこの日がよく当たるパネルがないところなんかは植えてないです。今はね。植えるとそれこそ怒られるのではないかと。パネル直下でやれと言っているのに植えていると。

(農地担当) いや、直下は8割以上を取らないといけなくて、直下でないところは10割をもちろん目指すところなんですけれども。結局、4,300平方メートルに対して2.17トンしか取れてないということになってしまうのが一番の問題です。

(申請人) そういうことです。

(農地担当) 当然8割に達してないことになります。

(申請人) この減らしている理由は、連作障害を防ぐためには、毎年作付けをしていると次の年でゼロになる可能性があるから、それなら半分ぐらいにしておこうということです。直下の話とはちょっと違いますけども。はい。直下は約4,000平方メートルあります。

(農地担当) 連作の話もありましたが、今サトイモを作付けしていないところは、休ませているということでもいいんですよね。

(申請人) はい。で、今そこには違反だろうかもしれないけれども野菜を作って、重さでは約1.5トン取れています。

(農地担当) 以前、令和2年の総会の時にも連作障害への懸念の話は、委員からも話がありました。その中で議事録を読み返しますと、ネギであるとか作付けを変えて、要はサトイモと同じところで続かないようにという事も視野に入れて。というお話でした。従いまして、今、何

も作付をされていないところに作付をしてもらいたい。

(申請人) その通りで、サトイモが休んでいるところに何か植えればいい。今は、サトイモだけでやろうと言っているので、黙って野菜を作っています、黒豆なんかはそうですけども。それも1.5トンぐらい取れています。やはり作ればいいと思うんです。

(農地担当) 私どもは、どうしても判断をしないといけない中で、現状で言いますと植えなければいけないところに植えていない。8割以上の収量が取れてないといけないところが取れていないということになってしまいます。なので、ぜひそこに作付をしていただきクリアの方に持って行っていただければと思います。

(申請人) 一応、1ヘクタール全域に作りたいと思いますけど、それをやると農水省の真意に反しているということになる。

(農地担当) それは、ないです。

(申請人) それと1ヘクタールの野菜を作ろうとすると、ちょっと今は労力が足りないかもしれないですけど、全域で作れるようにさせてもらえるのならそれはありがたいです。これは農業生産の向上になります。

(農地担当) 3年前の時にも1ヘクタールでサトイモを作付するという話も議事録にありますので、ぜひ作付をお願いしたい。

(2番委員) 営農型太陽光を設置するにあたり、決まり事があります。で、今お話を聞くと農水省が間違っているとかというのは、これは●●さんが間違っています。決められた事は決められたようにしていただかないと、許可の判断になりませんし、●●さんの法律ではありません。営農型太陽光を設置する時には、営農型太陽光の決まり事を守っていただくのが原点です。作付けについては、直下は8割以上で、日当たりするところは10割というのが基準です。今、植えているところを見ると●●さん流の作付けです。農水省が間違っている。あるいは農業委員会が間違っている。私の方が正しいというご意見のようなので、これは是正をして、営農型太陽光をつける時の決まりごとを守ってもらわないとだめです。今、話を聞くとしんどいことをしたくない。サトイモは二毛作だから直下に植えたら数量がすごいんだぜ。みたいな感じが聞こえます。みんな法律を守って人間がお互いに迷惑をかけないようにやっているのが現状なので、ちょっと聞いていると自分の法律のような感じであって、なんか僕もちょっと非常に残念な気持ちがします。いろんな事をやる場合には、いろんな決まりがあります。その決まりを守って、その枠の中でやっていただきたいと思います。意見を言うとそれは違う。私はこれでやるんだと。そんな事では、日本人は保てないのではないかという感じを受けます。だから営農型太陽光をしたいのなら営農型太陽光の決まり事を守っていただきたい。農水省の言われる事が出来ないのなら、営農型太陽光を設置するのは難しいなという感じがします。真摯に受け止めていただいて、次は頑張っていくぜ。というような回答が欲しいね。ちょっと言い過ぎましたけれど、そんな気持ちでやっていただかないと、色々なことについて色々な法律に基づいて粛々とその枠

の中でこれをしたいけど、その枠の中で出来なかつたら出来ないということでやっていただきたい。おそらく、今日1日、5時過ぎても討論、討議してもまとまらない。

(申請人) よくわかりました。それで私自身は営農型太陽光発電の規則が、直下の定義について連続1団農地の耕作実態に素直に合致してないだろうと思うので、その辺は国の方で改善してもらったらいいなと思います。それともう一つ、今の問題が発生している理由は、下に明渠を作っていますが、その幅がかなり広いです。見られたら分かると思いますが、溝が崩れたりして耕作が出来ていないですけど、そこを埋めれば前回許可の時の条件に合致するので、規則どおりに作れると思います。ただ、土地改良をするっていうのはいいことなので、そういうことが反映出来て、かつ営農型太陽光も、ちゃんと出来るという規則を少しずつ改善してもらおうのが、大臣でもない人が決めたような不合理なものは、段々修正していくべきだと思います。今のこのことについては、明渠を潰せば出来ます。でも、それはちょっとつらいなって。それで端っこの方は、葉っぱが掛かるところとか架台のすぐ横列のところに作ればオッケーになります。はい。ありがとうございます。

(2番委員) いろいろ討論しても営農型太陽光の規則の中で決まり事の中でやっていくというのが現状です。ちょっと聞きますけど、サトイモを植える株の間隔。それとサトイモとサトイモの間はいくら開けて植えますか。

(申請人) 畝の間隔を溝の方に持っていくということですね。土地改良をしているのもったいないような気もする。

(2番委員) 土地改良とか溝とかモグラとかは別にして、サトイモを植える間隔、私は45センチ。1メートル20センチに開けて大きな里芋を作るわけです。●●さんが作った単収の数字が出ています。大きい数字が出ていますが、植えた面積がちょっとしかない。もうちょっと努力して、決まり事を守っていただいて頑張っていたかかないと、先がありませんという感じです。それから●●さんのような事を言われると聞いているだけで明日が来るぐらになりますので、だから営農型太陽光発電をするには、下部面積がどれだけ下部では80パーセント以上のものを作ってください。●●さんが植えている下部ではない場所については100パーセント作るというようなことです。ちょっと●●さんの勘違いが出ているのかなという感じがするんですけど。それで土地改良とか言われていますけど、サトイモは水浴なんです。水がたくさん出ると池とまでは言わないけど、水をためたら毎年連作でも結構いけているところもあります。まあ、それは別として、あまり言い訳をされると法律を守るのではなく●●さん流のことを言われると、みんな啞然として回答ができない。聞こうにも聞けない。要は、農水省が間違っているのではなく、営農型太陽光を設置するのなら下部というのは日が当たらないところですが、下部以外は日が当たる普通の農地です。そこを理解していただいて一生懸命に作物を作るという信念を持ってくださればいいのに、反対にどうやったら逃げられるか、出来ていないから土地改良とか、溝を作るとかそういう問題でなく、一生懸命やるということをやってくださいしないと、もうここで

やめていただくかなという感じがします。

(申請人) 極力というか架台の下の明渠と言いましたけど、もっと近くの方までサトイモだけでなく他の作物も作れるはずなので、そういうような努力をしながら・・・。

(2 番委員) 作ったものの収量、単収がどれくらいかというものを、これは誰でもいいという事ではなく●●農業学校を出た人とかの意見ではなく、証明するところは、例えばここであれば●●公社とかで、何袋とかではなく、何キログラム出来ましたよとか。値段はまちまちですから。高いこともあり安いこともあつたりするので、収量がいくら取れましたというような報告でないと、まとまりませんから。あまり言い訳をせずと言い訳を聞くと、もう今日晩中話をして出来ませんので、スムーズにいろんな話をして、今出来ていないのなら、もう今年12月からはやるぜと。もう気持ちを入れ替えたから、この会議が終わったらやるのでお願いします。という感じでやっていただかないと。あまり言い訳をしていると信頼性がなくなるという気持ちがあるので、ちょっと個人表現で悪いですけど。あと、収穫は全体的にいくら取れたかの収穫量ですから。金額はよろしいですから。金額はその時の相場ですから。下部はこれではおかしいということではなくて、パネルの直下が下部面積ですから。要は、農業委員会としては、農地を大切に●●さんが言われる太陽光も大切に、作物をしっかり作ってくださいというお願いなんですよ。

(申請人) 日が当たらない下部にたくさん植えてみたり、そういうようなことこれからやってみたいと思います。

(農地担当) パネルとパネルの間、通路部分が全く影にならない部分。ここは植えても怒られることはないので植えてください。

(申請人) 前回はかなりきつかったんですね。そういう印象を受けました。はい。

(農地担当) もう1点、これは3年前の申請の時に、ご本人さんも言われてましたけど、例えばネギ類のように陰性に強いものを。

(申請人) 植えていますけどもね。

(農地担当) そこもパネルの直下に明渠とかにされていますけど、そういうものも含めて、今のサトイモ1、400平方メートルの作付で、農地全体面積の1ヘクタールでの生産量が2.17トンだと、私どもとしては再許可し難いです。ですので、ぜひ頑張ってください。

(申請人) はい。1ヘクタール全域に野菜を手で植えようとするのは、かなり歳を取った人にとっては大変ですけども、そういうことを抜きにして全域で植えるような全域で営農が出来るようにしたいと。出来たらしたいですけど。

(農地担当) したい。

(申請人) はい。

(農地担当) 農業委員会としましても、この一時転用でやるからには、きちんと営農をしていただきたいので、後日になるとは思いますが、こういう作付をしたら次の更新。また次の更新。というように問題なく進めれるような相談をさせていただきたいと思っています。ぜひと

もそのやる気を出してやっていただければと思います。

(申請人) ソーラーってものすごく高いんです。もう米なんか作ってられないほど高いんですけども。うちの総社に作った営農型ソーラーが見本になるようなそういうようなものを作っ
ていきたいと思います。したいと思います全域で。

(農地担当) それともう1点ですが、今のご報告が2年目で令和3年作の内容ですと、今回3年間の
一時転用の更新の申請を出されていますけど、満額回答が辛い点があります。なので、
ある程度の期限を切らせていただく可能性はあります。

(申請人) あの作付け状況を毎年報告するやつですね。

(農地担当) それもですし、今ちょうど12月末日でこの期限が切れるようになっていますが、サト
イモがメインの作付である以上、期限を出来れば4月などの切りにした方が、一作一作ご
とが見やすいというのがありますので、その辺も含めてこの後の審議に入ります。こちら
も判断がしきれないところがありますので、その期限自体もまた提案をさせてもらいたい
と思っております。

(申請人) 規則に2月末と書いてあるので、それを減らしていただけたらありがたいと思います。
年間報告を2月末と局長通知には書いてあるので2月末にさせてもらえたらと思います。
そしたらもう大体わかりますからね。3月末まで出荷しているんです。だから2月末だと
ちょっと年間の集計にちょっと欠けるところがあると思います。1ヘクタール全域ね。溝
の中も私はいろんな作物は作れると思います。

(農地担当) 溝をなくせとかは言わないですけど、その溝以外にもまだ植えられるところがいっぱいあ
るように思いますので。そこはぜひ植えていただきたい。

(申請人) はい。

(2番委員) 溝を作ろうが何しようが単収の収量が多くなることを考えてもらわないと、溝を作った
から出来ないよ。という話では言い訳でしかない。どうしたら出来るかという事を●●さ
んは研究されると思うので、こんなことがあったから、もう出来ないというのは疑問があ
ります。水浴なサトイモだったら水が来ると収穫は多いと思っています。

(申請人) はい。

(6番委員) 前回総会の時も申し上げましたが、サトイモは連作障害が激しいですよ。それが本日、
サトイモがメインという形でお示しいただいたが、1,400平方メートルで、連作障害
があるということで先ほど説明がございましたけど、2年や3年ですぐ回復出来るもの
ではないと思っています。だから、このサトイモが去年や今年でどれだけ取れるのかなと
いう気がしています。ですから、そのサトイモがメインではなく、他の作物を考えておかな
ければ話にならないのではと思います。だから、この辺りのサトイモの障害について十
分頭に入れて、お仕事をいただければと思います。確かに1ヘクタールの野菜を作る
というのはものすごく労力なわけです。その辺は、また言い訳されるのではないかと思
いますけど、ぜひ1ヘクタール全力で耕作して栽培してもらわないといけないと思

で一言申し上げておきます。

(申請人) 色んなものを作ると、作る人の充実感にもなるし、さっき出した黒豆とかネギとかを作っていますが、作れるということで、是非色んなものを作りたいと思います。そうすると今の連作障害の話も多分なくなるのかなと思うんですけども、それでさっきの下部の間をちょっと多くすると、単収1.5トンがかなり増えるような気がします。

(農地担当) 今、委員からもありましたがサトイモが難しい場合、ネギや黒豆などといったものも考えていただいて、かつ品目が変わればそれぞれの8割というのが必要になってきます。

(申請人) たくさん作ったら訳がわからなくなりますよね。今はサトイモだけだが、ちまちまいろんなものを作ると本当に8割あるのかとかね。

(農地担当) そこは何とかクリアしていただかないと、私ども許可が出せなくなるので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

(申請人) いろんなもので1ヘクタール全域にわたって作ること。したいと思います。下部も含めて施設全体の1ヘクタールですね。

(農地担当) 繰り返しになりますけど、ここに植えたら農水省が怒るとかは絶対はないので、植えていただければいいと思います。この後、審議させていただきますけど、現状この令和3年度作の数字の資料しかありませんので、それでの判断になるということは含みおきいただければと思います。

(申請人) 今の資料は、去年の11月の資料で、3月4月ぐらいで売り上げが終わりましたから。今年も大体収量がこうなります。

(農地担当) これで審議の方をさせていただきますので。繰り返しになりますが、今後クリア出来るようにしっかり頑張って作付をしていただきたいと思います。そこはよろしく願いいたします。皆さんよろしければ申請人に退席いただきまして審議に入ろうと思いますがよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(農地担当) この後、慎重審議に入りますのでぜひ頑張っていたきたいと思います。

(申請人) はい。農地ソーラーで生まれ育った総社吉備路地域のここに中山間地域の豊かな農業農村振興に力を尽くしたいと思いますのでぜひよろしくお願いします。

(農地担当) はい。ありがとうございます。それでは退席してください。

(申請人退室 4時26分)

(農地担当) それでは議事を再開いたします。ご本人からお話いただきました。再確認になりますが、これは一時転用でございます。許可は3年以内の一時転用となります。現在、申請人からは3年満期、次の3年間の転用申請が挙がってきております。いろいろあるとは思いますが、冷静な判断をしていく必要があると思います。ネックとなりますのが3年で一時転用

の許可中ですが、1年目は架台設置のため、作付が行われていません。これは仕方がない。今、数字が出てきているのが2年目の令和3年作です。令和4年作は、まだ数字が出てきていません。当然この時期です。となると農業委員会としては、たった1年の作で判断をしないといけないというのがまずございます。全体の面積から出てくる数量、下部面積ですと約4,300平方メートル。ここでサトイモで8割以上と考えますと4トン弱の生産量がないといけません。1ヘクタールで考えますと、100パーセントと80パーセントの両方を合わせましても11トン程度の生産量が必要になってきます。それが現時点では、達成が出来ていないというのはもちろんですが、結論から言いますと、ここで全てを否にしてしまうと、あと1作残っているのに否決という判断をしていいものかどうか。という点があります。ただ、次の3年間を丸々許可するには、やはり判断材料が弱いと思っております。今、12月の申請になっていますが、このままサトイモをベースで作付を行っている中、もう少し時期をずらしたい。こちらがきちっと判断できる材料が欲しいというのがありまして、期限を3月とか4月にしたいという思いがあります。3年以内の一時転用の許可ですけど、もう結論から言いますと今12月ですね。1年と4ヶ月の許可でこちらが指導した上で、今日もしっかり作付をしてくださいというお話をしましたが、1年4ヶ月後の令和6年4月に再度、許可申請があった時に判断ということであれば、その時に規定をクリアしていなければ、今度は堂々と条件を満たしてない。と言えるようになるかなと思っております。

- (6番委員) 条件を守るという形にしておかないと、そこだけはっきりさせて、試験的と言う話もあるけど、1年半伸ばして、そこではっきりとけじめをつけた方がいいと思いますので、その点よろしくをお願いします。
- (茅原委員) 収量以前に本人の姿勢が一番問題だと思います。収量は本当に努力しても取れない年もあるし、2年、3年では分からない部分もありますけど、やっぱり本人がやる気がない。自分の都合のいいようにルールを全部書き換えるところが見受けられました。1ヘクタールの野菜を作ることは、本当に大変なことですが、それをすることを前提でこの事業を始めたと思うし、今から年寄りだから出来ないとかこれだけの面積は出来ないとか、そこは本人の姿勢の問題で、こちらの作付に関する提案に乗ってくれるのならいいですけど。数字が上がるかどうかでなくても、姿勢を改善されるところに重きを置いてほしいですね。
- (12番委員) この営農型太陽光っていうのはメリットとデメリットがあります。メリットは農地そのまままで使える。デメリットは更新がある。8割以上という条件もあります。これは、ほとんど農業委員会に委ねられているみたいなのところがあると思います。1ヘクタールの申請を出して来たのは、ちょっと厳しかったんじゃないのかなと正直感じました。本人も多分、全部野菜を植えると大変だ。みたいな意見も言われていました。この辺はちょっと行政で何か対応出来るんですかね。
- (農地担当) そもそもですが今回、ここは農振地区です。恒久転用、通常の永続的な転用というのは

出来ないところの中で、営農型太陽光の転用という選択になっています。1ヘクタールが厳しいというのは、今ちょうどここに3年前の議事録がありますが、当時の委員さんからも質問として1ヘクタールでも大丈夫ですかと質問が出ている。そこで、頑張りますと返事はいただいております。今日もあのような話になりましたので、あえて作付けをしてくださいというお話をしました。当然、面積要件といった何ヘクタール以内でなければならないということはないです。ただ、農業委員会として本人に大丈夫なのか。と問うているのは議事録に残っております。その中で今に至っているというのもありますので、そこを促していくことになるかと思えます。

(長代委員) 申請人以外にも今日、来られた方が3名おられるので、一応、様子を見て観察を付けてというのが適当ではないかと思えます。3名おられるので、その人たちが十分フォローしていけば、いけるのではないかと思うので。様子を見て観察を付けた方が適当ではないかと思えますね。

(農地担当) 実際パートさんで6名程度いらっしゃるようですので、その辺も含めて話をしていければなと思っております。地元委員から何かございましたらお願いいたします。

(3番委員) 判断するには材料不足というのがありますし、実績としては1年しかないという事もあります。本人がどこまで理解して納得しているかわかりませんが、話のやり取りの中で、農地全域を植えるか植えてはいけないかを誤解していたのかなと思えました。要するに下部で8割以上の収量が必要だということは、理解してもらえたのではないかと思います。現地を武田委員と見に行った時も、パネルの下はほとんど明渠を作っていて、ほとんど利用されていない状況で困ったなと思っていましたが、話のやり取りの中で、明渠もどうするかについての話もあり、今後は下部農地についても営農を継続することを、ある程度本人も理解してくれたと思えますので、今後、1年4ヶ月は、本人の営農の取り組みの見極め期間として定めるしかないのかなと思えます。

(農地担当) 武田委員、何かありますか。

(武田委員) 特にありません。

(10番委員) 営農型太陽光ですので、作物を作ることが中心ですから作付をどのように決めていくか指導機関と連携して●●さんの理解を得るような方法をとっていけば良いと思います。申請人から10年間の作付計画が出ていますが、その10年の中でどのような輪作体系をとっていくのか、指導機関と一体になってより良い営農型太陽光ということでやってもらえればと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) 1年と4ヶ月。令和6年4月30日までとして、条件として年が明けてから1月か2月で指導というか、クリアしてもらうための相談の場を運営委員会として●●さんと持つべきかと思えます。●●さんが受けるかどうかは別として、こちらから発信するべきかと思えます。もう一点、農業委員会として今のような話に至ったということで県への諮問会議に挙げたいと考えております。注目される案件でもあるので諮問会議に挙げたいと考えて

おります。いかがでしょうか。よろしければ、一時転用1年4ヶ月の許可として、県の諮問会議に挙げるという事でよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(3番委員) 話は変わりますが、●●さんが提出している農作物の状況報告ですが、この内容についてですが、様式の最後にある知見を有する者の所見というところで、●●さんの周りの人がサインしていると思うのですが、これはQ&Aを見ていると農業改良普及所であるとか試験研究所とか農協職員とか、ある程度専門機関としての位置付けがある人の知見を有する者として例示があるので、●●さんをお願いをしないとイケないと思います。

(農地担当) そうですね。あと今、●●さんが出している知見を有する者が適当とみなせるかどうかを県に聞いてみてください。それをもって基準を●●さんに話をするべきだと思います。それでは、まだ議事が残っておりますのでよろしくお願いします。

【議案第50号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第50号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第50号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【3番、5番、6番、10番、14番、竹内委員退席】 4時51分

(主査) 【議案第50号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【3番、5番、6番、14番、竹内委員入室】 4時53分

【議案第51号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きます。議案第51号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第51号 農用地利用集積計画について朗読】

(主査) 【議案第51号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。委員、入室してください。

【10番委員入室】 4時56分

【議案第52号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きます。議案第52号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第52号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号4番, 5番】

(農地担当) この件について現地を確認していますので報告します。

(15番委員) 今回、用途廃止が出されている2件ですが、どちらも現在はありません。図面だけのものがございます。今後、宅地化が進んでいく中できっちりするという形がございます。現状ある水路、道でもございませんので、一切問題はないと考えておりますので用途廃止にしても周辺上問題は一切ないと考えております。以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それではこれらを廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【報告第37号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第37号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第37号 報告書について朗読】

【報告第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第38号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第38号 報告書について朗読】

【報告第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第39号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第39号 報告書について朗読】

【報告第40号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第40号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第40号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 26ページ以降は、その他報告事項となっております。合意解約、適用外、田畑変更についてです。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。4条の29番については県の諮問会議に付して許可意見の答申を受けた後に許可書を交付いたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が9件、4条関係が9件、5条関係が19件でございました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案通り承認といたしました。総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、周辺営

農上問題なしと回答します。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(会長) では、私から総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者候補者の推薦について報告します。令和4年11月1日付で、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様には11月25日までに推薦をお願いしておりましたが、推薦はありませんでした。したがって、今回農業委員会からの推薦はなしという事で回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長) それでは、推薦なしで回答することとします。他に何かありますかでしょうか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後5時10分